

那覇空港構想段階に関する P I 実施計画 (案)

平成 20 年 12 月 9 日

那覇空港構想・施設計画検討協議会

はじめに

那覇空港は、沖縄の玄関口として国内外各地を結ぶ拠点空港であるとともに、県内離島と沖縄本島を結ぶハブ空港としても重要な役割を果たしています。

また、那覇空港は、沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業のみならず、生活物資の輸送や県産農水産物の出荷等を通じて県民生活や経済活動を支える重要な社会基盤でもあります。

国と県では那覇空港調査連絡調整会議を設置し、平成15～19年度にかけて、那覇空港の将来整備のあり方について、住民参画の手法であるパブリックインボルブメント（P I）を取り入れながら、「那覇空港の総合的な調査」を実施しました。

調査の結果、那覇空港は、現在の施設のままで、2010～2015年度頃には夏季を中心に航空旅客需要の増加に対応できないおそれがあることが明らかとなり、これら調査結果を踏まえ、平成19年6月の国の交通政策審議会航空分科会答申において、「那覇空港については、今後、将来の対応策として現空港の有効活用方策と複数の滑走路増設案、並びにそれらの評価について提示し、意見等を取りまとめる。これらの調査結果を踏まえ、抜本的な空港能力向上のための施設整備を含め、将来需要に適切に対応するための方策を講じる必要がある。」と示されました。

その後、将来対応方策について県民等に意見を求めたP Iステップ3では、滑走路増設等将来対応方策に肯定的な意見が多数寄せられ、これまでの調査結果を踏まえ、平成20年1月31日、那覇空港調査連絡調整会議において、那覇空港については、今後具体的な将来対応方策について検討を進めることが適当との結論が得られ、国土交通省航空局の「一般空港の滑走路新設または延長事業に係る整備指針（案）」に規定する「構想段階」への移行が示されました。

構想段階では、滑走路増設について「那覇空港の総合的な調査」で提示した複数案を基本に具体的な検討を行い、概略計画を決定します。

その後、施設計画段階へ移行しターミナル等の施設配置について検討を行い、これら検討を経て最終的に空港整備基本計画を作成します。

国と県では、これら那覇空港の構想段階の検討にあたり、国と県で構成する「那覇空港構想・施設計画検討協議会」を設置し、P Iの手法を取り入れ、透明性を確保しつつ幅広い合意形成を図りながら検討を進めていくこととしております。

このため、那覇空港構想・施設計画検討協議会では、P Iのスケジュール等進め方を示した「那覇空港構想段階に関するP I実施計画」を取りまとめました。

今後、この実施計画に基づき那覇空港の構想段階に関するP I活動を進めてまいりますので、多くの方々に参加いただきますようお願いいたします。

平成20年12月9日

那覇空港構想・施設計画検討協議会

目 次

I 空港整備へのパブリック・インボルブメント（P I）導入について

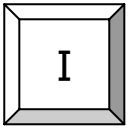
1. パブリック・インボルブメント（P I）の導入の経緯
2. パブリック・インボルブメント（P I）の進め方

II 基本方針

III 実施体制

IV 実施計画

1. 実施目標
2. 実施時期及び期間
3. 提供する情報
4. 情報提供及び意見収集の方法
5. 収集した意見の取り扱い
6. パブリック・インボルブメント（P I）等の終了



空港整備へのパブリック・インボルブメント導入について

1. パブリック・インボルブメント（P I）の導入の経緯

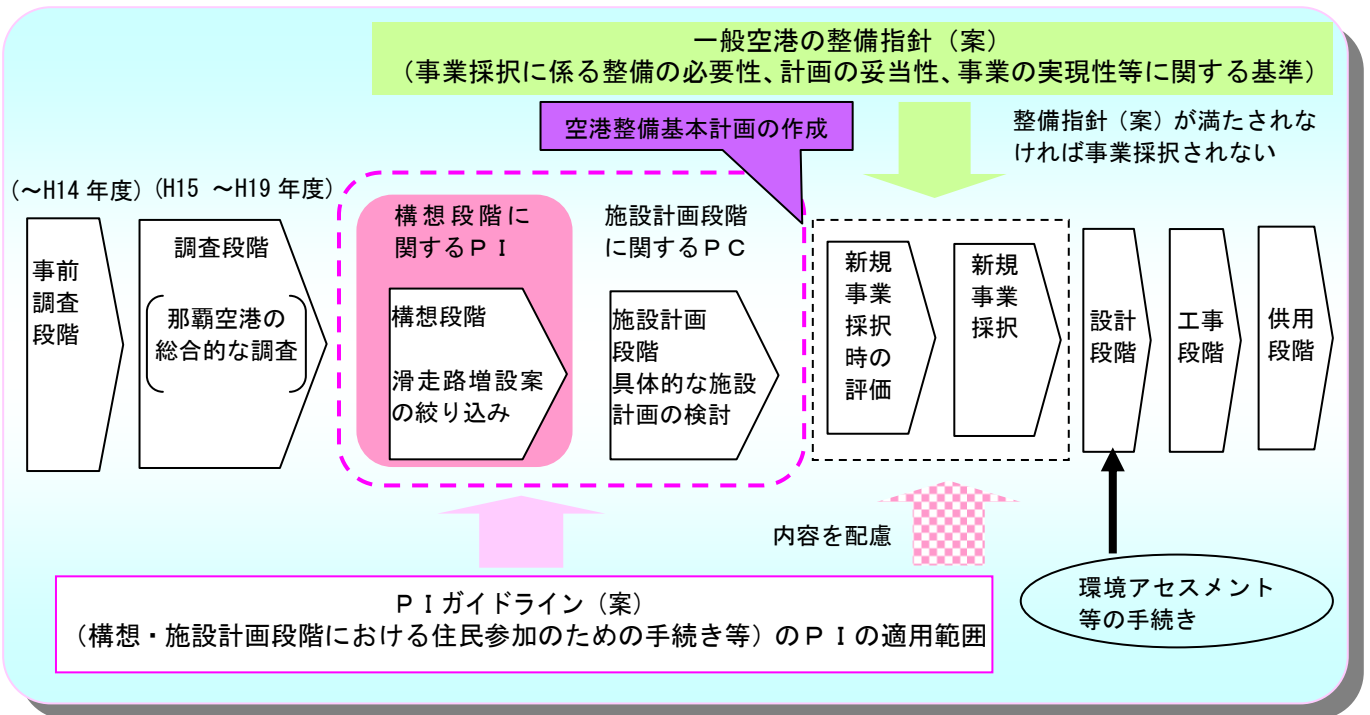
社会資本整備を進めるにあたっては、緊急性の高い事業に投資の重点化を図るとともに、住民や関係者等の理解と協力を得るため、住民参画の取り組みを推進することが求められています。

このような状況の中、平成 14 年 12 月の交通政策審議会航空分科会答申において、一般空港の滑走路新設・延長事業に関し、透明性向上の観点から、空港整備計画段階におけるパブリック・インボルブメント等の手続きをルール化する必要性が示され、これを受けて、国土交通省航空局において、「一般空港の滑走路新設または延長事業に係る整備指針（案）」（以降、「一般空港の整備指針（案）」という。）及び「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン（案）」（以降、「P I ガイドライン（案）」という。）が示されました。

また、同答申では、那覇空港について「幅広い合意形成を図りつつ、国と地域が連携して『総合的な調査』を進める必要がある」と示されたことから、「那覇空港の総合的な調査」の実施にあたっては、パブリック・インボルブメント（P I）手法を取り入れながら検討を進めてきたところ です。

このような先行的な事例等を基に、平成 20 年 4 月に国土交通省から公共事業の構想段階における計画策定プロセスの透明性、公正性の向上のための新たなガイドラインとして「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」が示されました。

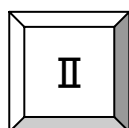
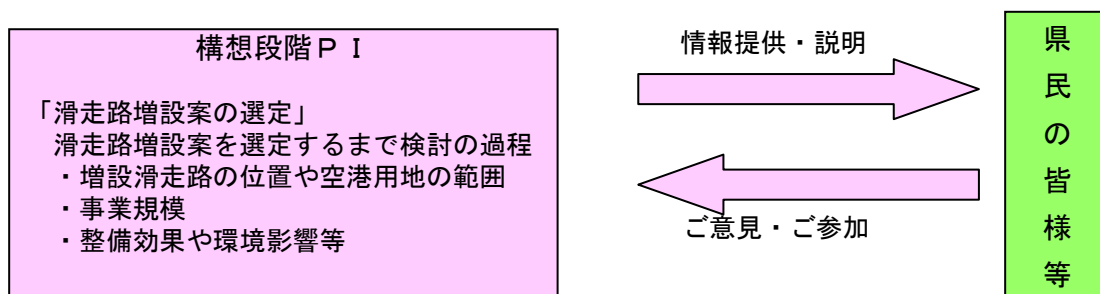
そのため、那覇空港の構想段階の検討においても、引き続き同ガイドライン等の主旨を踏まえ、県民の皆様等の理解と協力を得るため、積極的に情報を提供し、幅広くご意見をいただきながら進めていきます。



2. パブリック・インボルブメント（P I）の進め方

那覇空港の構想段階では、総合的な調査段階で提示した滑走路増設3案を基本とし、詳細な検討を行い、概略計画を決定します。その後、施設計画段階では、構想段階で作成した概略計画の滑走路配置をもとに、ターミナルや管制施設、通信施設等の施設配置を検討し、これら検討を経て、最終的に空港整備基本計画を作成することになります。

構想段階では、滑走路の位置や事業規模等の基本的な事項について検討を行っていくことになり、滑走路の位置によっては、空港能力や事業費、環境影響等に違いが生じます。そのため、これら検討内容については、県民の経済活動や生活環境に密接に関わることになり、県民・関係者等の理解と協力を得る必要があることから、住民参画の手法であるP Iを取り入れながら検討を行っていきます。



II 基本方針

P Iは、特に双方向コミュニケーションとなるよう努めなければならないことから、構想段階P Iの実施にあたっては、次の4点に留意する必要があります。

1. P Iの進め方について早期に公表すること。
2. 積極的に情報提供を行うこと
3. P I対象者に対し、適切な参画の機会と期間を確保すること
4. 収集した意見等に対しては、真摯に対応すること

これらを踏まえ、基本方針を以下のとおりとします。

基本方針

- 方針1：P I実施に先立って、十分な周知広報に努めます。
- 方針2：分かりやすい情報提供に努め、収集した意見に対する対応方針を公表します。
- 方針3：適切なP I手法により実施します。
- 方針4：透明性を確保し、**公平**・公正なP Iを実施します。
- 方針5：適切な時間管理に努めます。

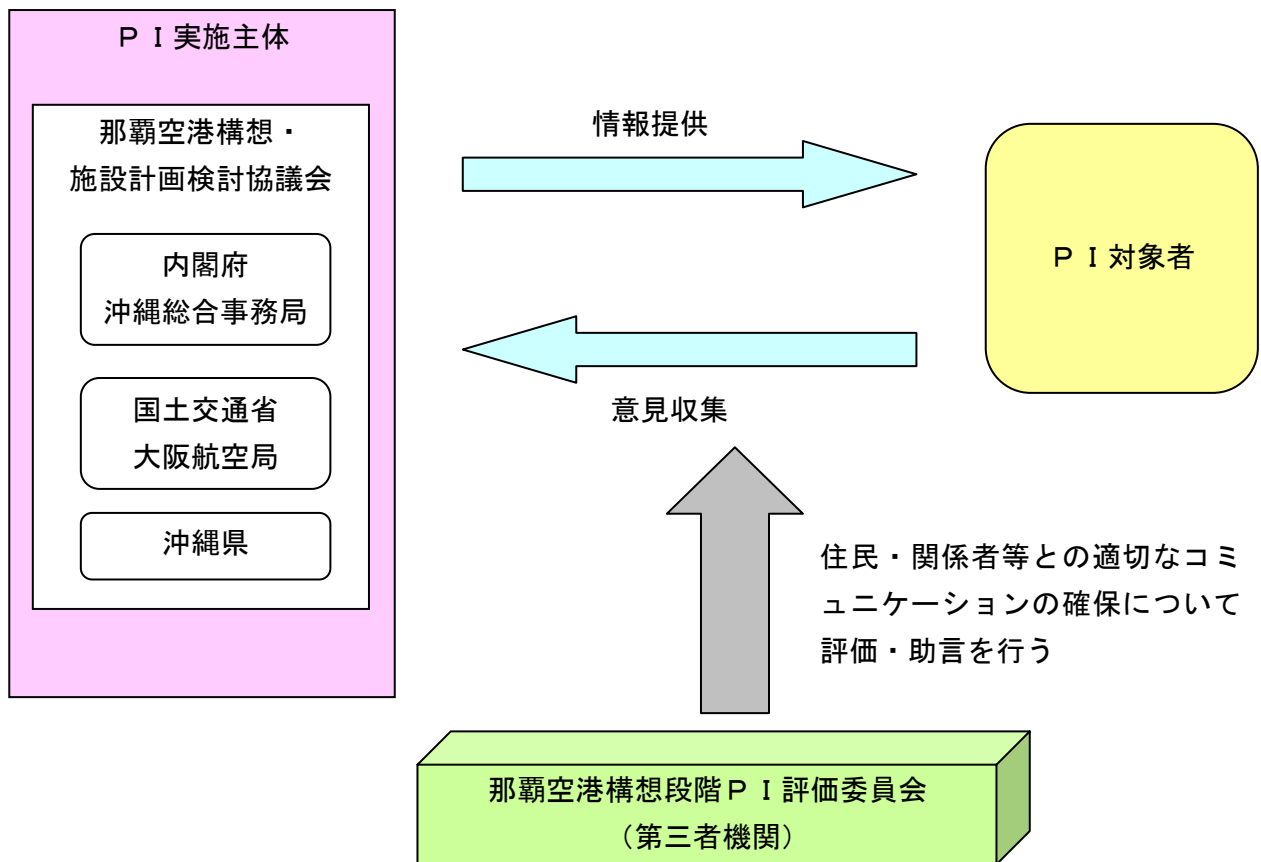
- 方針１：P I 等実施に先立って、十分な周知広報に努めます。
幅広く県民等から意見収集を行うため、P I 等が始まる前から、十分な周知広報を行います。
- 方針２：分かりやすい情報提供に努め、収集した意見に対する対応方針を公表します。
技術的な検討内容を、図や絵などを添え、県民等に分かりやすくとりまとめて提供します。
また、収集した意見に対するP I 実施主体の対応方策については、個人情報などを除き、公表します。
- 方針３：適切なP I 手法により実施します。
構想段階P I の手法については、P I 対象者の関心の度合いなど必要に応じて見直し、適切に実施します。
- 方針４：透明性を確保し、**公平**・公正なP I 等を実施します。
P I の実施に当たっては、第三者機関である那覇空港構想段階P I 評価委員会を設置し、P I 実施計画案やP I 実施の内容等について、評価、助言を受け、それに対し誠実に対応します。また、第三者機関の評価、助言については公表します。
- 方針５：適切な時間管理に努めます。
P I の実施目標を達成する上で、迅速な情報提供、意見収集を行い、効率的なP I 等の実施に努めます。

Ⅲ

実施体制

那覇空港の構想段階に係る具体的な検討については、事業主体である「内閣府 沖縄総合事務局」及び「国土交通省 大阪航空局」が行い、P I等の取り組みについては、国と地元「沖縄県」の三者で構成する「那覇空港構想・施設計画検討協議会」が中心となって進めてまいります。

また、P Iは、透明性を確保しつつ、公平・公正に実施する必要があることから、第三者機関である「那覇空港構想段階P I評価委員会」を設置し、P Iの進め方等について評価、助言を得ながら実施してまいります。



IV

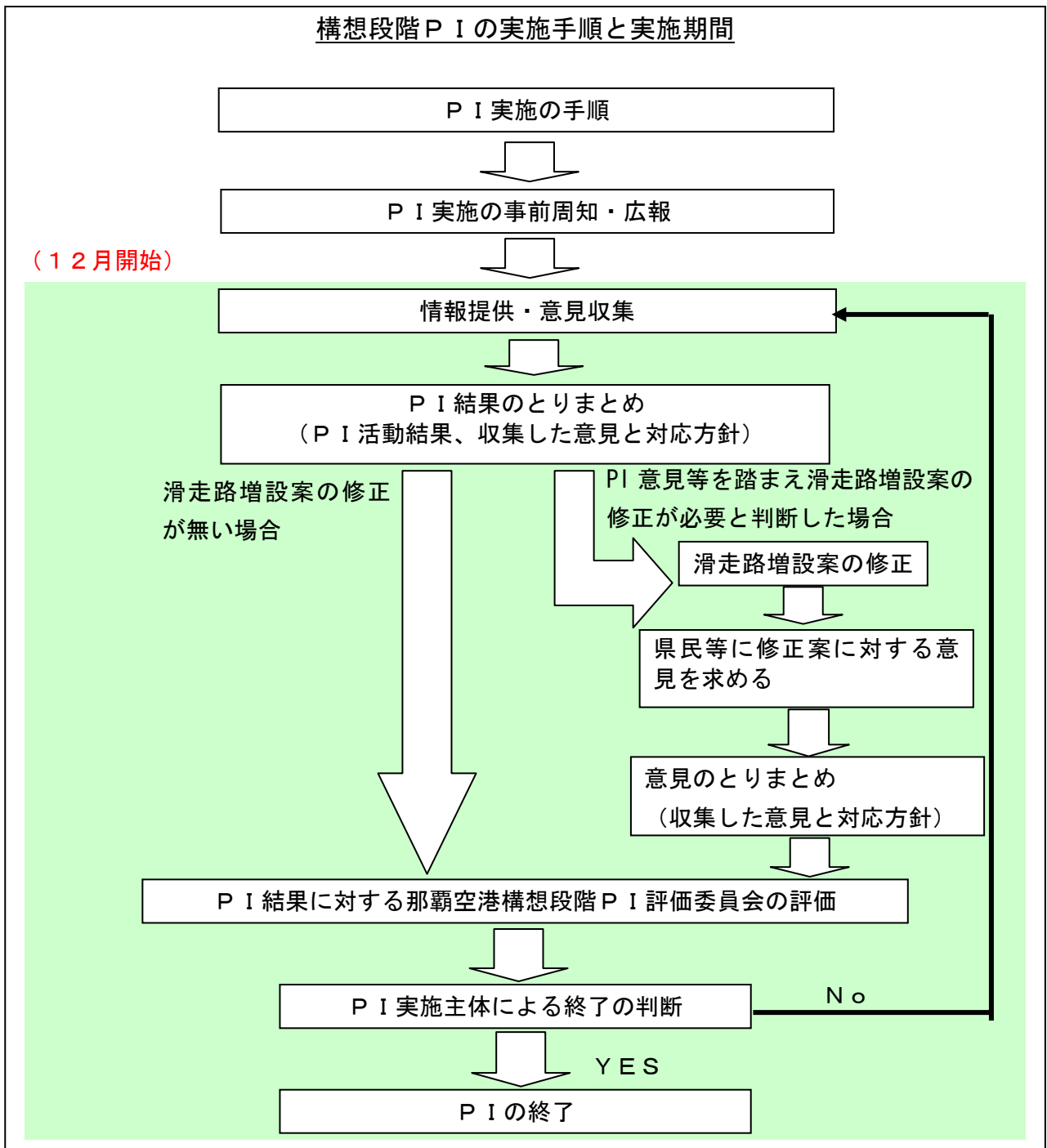
実施計画

1. 実施目標

那覇空港の滑走路増設について、P I 対象者がその内容を理解する段階、様々な意見を踏まえて論点が整理できる段階を経て、意見がある程度集約され、P I 対象者の考え方を把握できる状態に達すること

2. 実施時期及び期間

平成20年12月中に開始し、3月末(目途)の終了を目指して、以下の手順で実施します。



3. 提供する情報

構想段階P Iでは、複数案からの滑走路増設案選定に関する情報を提供します。

これら情報は、一般の人々にもわかりやすい内容で冊子等にとりまとめ、情報を提供します。
具体的な情報提供内容は、以下のとおりです。

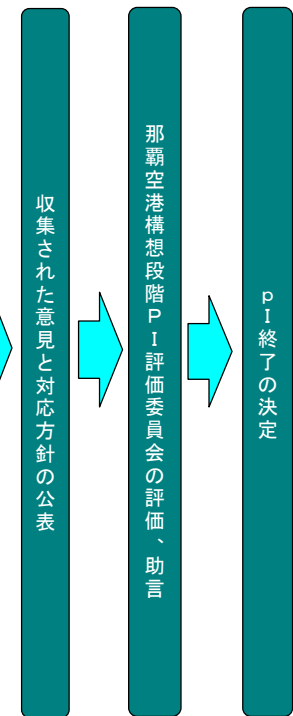
構想段階P Iにおいて提供する情報内容（予定）

| 情報提供の項目 | 提供情報の技術的内容等 |
|-------------------|---|
| 「滑走路増設案の選定」に関する情報 | 滑走路増設案を選定するまでの検討の過程に関する情報を提供します。 ●検討内容 ・増設滑走路の位置や空港用地の範囲 ・事業規模（埋立面積、事業費） ・費用便益分析等整備効果 ・周辺環境への見通し 等 |

4. 情報提供及び意見収集の方法

- P I対象者は、県民、空港利用者、団体、企業などを対象とします。
- P I対象者の関心を高めるため、P I実施の前に十分な周知広報に努めます。
- P Iの手法は、P I対象者の特性やニーズに応じて適切に選択します。

| 手法 | 内容 | PI対象者 | | | | 準備期間 | PI実施期間 | |
|-----------|------------------|---|----------|----------|-----------------|------|-------------------|-----------|
| | | 沖縄県民、地域住民 | 県内の企業、団体 | 県外の空港利用者 | 県外の関心を有する個人及び団体 | | 周知・広報 | 情報提供・意見収集 |
| PIの周知・広報 | 行政広報誌への記事掲載 | 定期的に配布する広報紙に、PI活動を周知する記事を掲載する。 | ○ | ○ | — | — | | |
| | 新聞への記事掲載 | 県内の主要紙に、PI活動を周知する記事を掲載する。 | ○ | ○ | ○ | — | | |
| | 空港、公共施設等でのポスター掲示 | 県内空港、市町村の公共施設等で、PI開始を周知するためのポスターを掲示する。 | ○ | ○ | ○ | — | | |
| | ホームページへの情報掲載 | ホームページにおいてPI開始を公表する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 行政広報番組の活用 | 行政広報用のテレビ番組、ラジオ番組を通して、PIの周知を行う。 | ○ | ○ | ○ | — | | |
| 情報提供・意見収集 | PIレポート詳細版の配付 | 検討結果等を分かりやすくとりまとめたPIレポートを作成し、行政の情報窓口等にて配布する。 | ○ | ○ | — | — | 1,500部 12/15~2/6 | |
| | PIレポートの配布 | 検討結果等を分かりやすくとりまとめたPIレポートの概要版を作成し、行政の情報窓口、空港等にて配布する。 | ○ | ○ | ○ | — | 80,000部 12/15~2/6 | |
| | パネル展示 | 県民が気軽に訪れることのできる場所で、一定期間パネル等を用いて情報提供を行う。 | ○ | ○ | ○ | — | 7箇所 延べ137日間 | |
| | オープンハウス | 県民が気軽に訪れることのできる場所で、一定期間パネル等を用いて情報提供し、意見収集や意見交換を行う。 | ○ | ○ | ○ | — | 23箇所 延べ187日間 | |
| | シンポジウム | 検討の内容等について、基調講演や数名のパネリストとの対話を通じて情報提供を行う。 | ○ | ○ | — | — | 1回 | |
| | 一般説明会 | 検討結果等について、県民や地域住民等を対象に説明を行う。 | ○ | ○ | — | — | 7箇所 8回 | |
| | 懇談会 | 検討結果等について、各種団体に対し説明するとともに意見交換を行う。 | ○ | ○ | — | — | 5団体 10回 | |
| | ホームページへの情報掲載 | ホームページにおいて、検討結果等に関する情報を提供する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | 12/15 ~ 2/6 | |
| | 意見募集 | 県内外の方からの意見を受付けるため、複数メディアによる受付体制を整える。 | ○ | ○ | ○ | ○ | 12/15 ~ 2/6 | |



○:主要な対象者

5. 収集した意見の取り扱い

○頂いた意見は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」を遵守した上でとりまとめ、意見に対する対応方針とあわせて公表します。

6. パブリック・インボルブメント（P I）の終了

○P I実施主体は、P Iの目標が達成されたかどうかを自ら判断します。

○P I実施主体は、P I活動の目標が達成されたと判断した場合は、頂いた意見や意見に対する対応等を記録した「P I実施報告書」をとりまとめ、那覇空港構想段階P I評価委員会に提出し、評価、助言を受けます。

○P I実施主体は、那覇空港構想段階P I評価委員会の評価、助言を踏まえ、P I活動を継続するか又は終了するかを判断します。